主 文

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

請求の趣旨

- 被告は、別紙(一)の(1)及び(2)記載の釣竿を製造し、販売してはなら 1
- 被告は、前項記載の釣竿を廃棄せよ。 2
- 3 被告は、原告に対し、金三〇〇〇万円及びこれに対する昭和五九年九月一五日 から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は被告の負担とする。 4
- 仮執行の宣言
- <u>5</u> 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

当事者の主張

請求原因

1 原告は、左の(一)記載の意匠権(以下「本件意匠権」といい、その意匠を「本件意匠」という。)及び本件意匠を本意匠とする左の(二)記載の類似意匠(以下「本件類似意匠」という。)の意匠権を有している。(一) 出願日 昭和五二年一月一三日登録日 昭和五四年7月77日

登録日

登録番号 第五二〇四五五号

意匠に係る物品 釣りざお

登録意匠 別紙(二)(本件意匠の願書-手続補正書を含む-に添付した図面)記 載のとおり

出願日 出願日 昭和五二年一月一三日 昭和五四年九月二七日

登録日

登録番号 第五二〇四五五号の類似一号

意匠に係る物品 釣りざお

登録意匠 別紙(三)(本件類似意匠の願書-手続補正書を含む-に添付した図 面)記載のとおり

- 2 本件意匠及び本件類似意匠は、それぞれ次のとおりの構成の釣竿の意匠であ る。
 - (-)本件意匠
- 手元側から穂先側に至り、第1セクション(手元部分)、第2セクション (中間部分)、第3セクション(中間部分)、第4セクション(先端部分)から成 り、漸次先細状となる継竿である。
- (ロ) 前記第1セクション(手元部分)、第2セクション(中間部分) クシヨン(中間部分)は、いずれも尾端近傍部から先端近傍部に至り外周面にあや 巻状の螺旋模様を有する。
- (ハ) 右螺旋模様のパターンは、別紙(四)に便宜上符号を付して示すように、各セクションを成すロツドRの外周面に表された、螺旋状に巻回した第1螺旋部1と、この第1螺旋部1と同ピツチで螺旋状に巻回しかつ第1螺旋部1に対して正面 及び背面にてX状に交差する第2螺旋部2とを有する。
- (二) 第4セクション(先端部分)は、右のごとき螺旋模様を有しておらず(輪 郭線により形状は示されているが、右輸郭線に囲まれた部分の模様、色彩について は、願書及びこれに添付された図面のいずれにも格別の説明がない。)、竿の穂先 を構成する。
 - 本件類似意匠 (\square)
- 手元側から穂先側に至り、第1セクション(手元部分)、第2セクション (中間部分)、第3セクション(中間部分)、第4セクション(先端部分)から成 り、漸次先細状となる継竿である。
- (ロ) 前記第1セクション(手元部分) 、第2セクション(中間部分) クション(中間部分)は、いずれも尾端近傍部から先端近傍部に至り外周面にあや

巻状の螺旋模様を有する。

右螺旋模様のパターンは、別紙(四)に便宜上符号を付して示すように (11)各セクションを成すロッドRの外周面に表された、第1あや巻模様と第2あや巻模 様とから成る。第1あや巻模様は、螺旋状に巻回した第1螺旋部1と、この第1螺 旋部1と同ピツチで螺旋状に巻回しかつ第1螺旋部1に対して正面及び背面にてX 状に交差する第2螺旋部2とを有する。第2あや巻模様は、前記第1あや巻模様に 対して一八〇度位相をずらして配置され、螺旋状に巻回した第1螺旋部3と、この第1螺旋部3と同ピッチで螺旋状に巻回しかつ第1螺旋部3に対して正面及び背面にてX状に交差する第2螺旋部4とを有する。

第4セクション(先端部分)は、右のごとき螺旋模様を有しておらず(具

体的には本件意匠に同じ。)、竿の穂先を構成する。 3 被告は、別紙(一)の(1)及び(2)記載の釣竿(以下「被告製品」とい う。)を業として製造し、販売している。 4 被告製品の意匠(以下「被告意匠」という。)の構成は、次のとおりである。

(イ) 手元側から穂先側に至り、第1セクションA (手元部分)、第2セクションB (中間部分)、第3セクションC (中間部分)、第4セクションD (中間部分)、第5セクションE (先端部分)から成り、漸次先細状となる継竿である。

前記第1セクションA(手元部分)はほぼ中央から先端近傍部に至り外周 (\square) 面にあや巻状の螺旋模様を有し、第2セクションB(中間部分)、第3セクション 、第4セクションD(中間部分)は、いずれも尾端から先端近傍部 C(中間部分) に至り外周部にあや巻状の螺旋模様を有する。

右あや巻状の螺旋模様のパターンは、別紙(四)に便宜上符号を付して示 すように、各セクションを成すロツドRの外周面に表された、第1あや巻模様と第2あや巻模様とから成る。第1あや巻模様は、平行に間隔を置いた二条の線1a及 び1bを螺旋状に巻回した第1螺旋部と、平行に間隔を置いた二条の線2a及び2 bをこの第1螺旋部と同ピツチで螺旋状に巻回しかつ第1螺旋部に対して正面及び 背面にてX状に交差する第2螺旋部とを有する。第2あや巻模様は、前記第1あや 巻模様に対して一八〇度位相をずらして配置され、平行に間隔を置いた二条の線3a及び3bを螺旋状に巻回した第1螺旋部と、平行に間隔を置いた二条の線4a及び4bをこの第1螺旋部と同ピツチで螺旋状に巻回しかつ第1螺旋部に対して正面及び背面にて×状に交差する第2螺旋部とを有する。

 (\square) 第5セクションE(先端部分)は、右のごとき螺旋模様を有しておらず、 竿の穂先を構成する。

本件意匠は、前記の構成(イ)ないし(二)のうち構成(ロ)ないし (二) (第4セクションー先端部分ー以外の部分にあや巻状の螺旋模様を付した) 点を要部とするものである。

ずなわち、本件意匠の構成(イ)は、釣竿(継竿)の形状に関するものであるが、右のごとき形状は、釣竿の形状としては従来より極めて周知のことであるから、この点に意匠の要部があるということはできない。これに対し、構成(ロ)な (二) において説明した構成は、新規な構成である。そして、本件類似意匠を 参酌すると、螺旋模様を複合的に構成したものも本件意匠の類似範囲に含まれるこ とが明らかである。すなわち、本件意匠が正面と背面においてX状に交差する二本 の線を一組とするあや巻状の螺旋模様のものであるのに対し(本件意匠の構成

(ハ))、本件類似意匠は、本件意匠のそれと同様の第1あや巻模様と、これに一八〇度位相をずらして配置された同様の第2あや巻模様により螺旋模様を複合的に構成してあり(本件類似意匠の構成(ハ))、その点に差異がある。しかし、それ にもかかわらず本件類似意匠が本件意匠の類似意匠として登録されていることから すれば、本件意匠が、前記のごときあや巻状の螺旋模様を複合的に構成したものを 類似範囲内に包含することは明らかである。

被告意匠は、以下のとおり本件意匠に類似する。

(1) 被告意匠の構成(イ)は、本件意匠の構成(イ)と共通する。

なお、本件意匠が第1ないし第4セクションから成る継竿としているのに対し、 被告意匠が第1ないし第5セクションから成る継竿としている点は、細部の相違に すぎない。

(口) 被告意匠の構成(ロ)は、本件意匠の構成(ロ)と共通する。

なお、第1セクシヨン(手元部分)の外周面に関し、被告意匠はリール取付具を 設けている結果、ロツドのほぼ中央部から先端近傍部に至る部分にのみあや巻状の 螺旋模様を施しており、あや巻状の螺旋模様を第1セクションの略全長にわたり表 した本件意匠とはやや異なるが、被告意匠のごとくリール取付具を設けることは従来周知慣用のことであるから、この点も細部の相違にすぎない。

(ハ) 被告意匠の構成(ハ)は、本件意匠の構成(ハ)と共通する。

本件意匠が、螺旋模様を本件類似意匠に示されるような第1あや巻模様と第2あや巻模様とにより複合的に構成したものを類似範囲に含むことは前記のとおりである。しかるところ、被告意匠は、本件類似意匠の螺旋模様を更に若干展開し、本件類似意匠の螺旋部1ないし4がいずれも単一の線から成るのに対し、これらに相当する線をそれぞれ線1a及び1b、線2a及び2b、線3a及び3b、4a及び4bとしているが、その基本的パターンは、本件類似意匠のあや巻状の螺旋模様と共通であるから、結局、本件意匠に類似する。

(二) 被告意匠の構成(二)は、本件意匠の構成(二)と共通する。

(ホ) 以上のとおり、被告意匠は、本件意匠の要部であるその構成(ロ)ないし(二)と同一の構成を有している。

したがつて、本件意匠があや巻状の螺旋模様をロツドの外周面にX状に連続して表すことにより、ロツドにリズミカルで装飾感に富んだ美感を呈するのに対し、被告意匠も全く同様の美感を起こさせるものであり、相互に美感の差異を有しない。6 被告は、昭和五八年一一月九日から同五九年九月八日までの間に、被告製品を製造し、そのうち別紙(一)の(1)記載の釣竿を磯0号53F、磯1号53F、磯2号53F、磯3号53Fと称し、別紙(一)の(2)記載の釣竿を磯4号53F、磯5号53F、磯6号53Fと称して別紙(五)販売利益計算書記載のとおり、磯5号53F、磯6号53Fと称して別紙(五)販売利益計算書記載のとおり場た純利益は、右粗利益の一割五分に当たる五一三〇万三六〇〇円である。

り得た純利益は、右粗利益の一割五分に当たる五一三〇万三六〇〇円である。 右利益の額が、被告の本件意匠権侵害行為によつて原告の被つた損害の額と推定される。

7 よつて、原告は、被告に対し、本件意匠権に基づき被告製品の製造、販売の差止め及び被告製品の廃棄並びに前記損害の内金三〇〇〇万円及びこれに対する不法行為の後で訴状送達の日の翌日である昭和五九年九月一五日から支払済みに至るまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

- ニ 請求原因に対する認否
- 2 同2のうち、本件意匠及び本件類似意匠が釣竿の意匠であることは認めるが、 その構成は争う。
- 3 同3の事実は認める。
- 4 同4ないし6は争う。
- 三被告の主張
- 1 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載された意匠に基づいて定めなければならない(意匠法二四条)が、本件意匠の登録出願の願書(以下「本件願書」という。)及びこれに添付された図面(以下「添付図面」という。)により本件意匠の範囲を確定することは不可能である。すなわち、(一) 本件願書とその添付図面(甲第四号証の一ないし三、別紙(二)参照)及
- (一) 本件願書とその添付図面(甲第四号証の一ないし三、別紙(二)参照)及びその内容を掲載した本件意匠公報(甲第二号証、別添公報参照)によれば、本件意匠は、添付図面に記載された正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及及面図の各図とA-A部分拡大図、B-B部分拡大図、C-C部分拡大図、D-D部分拡大図(以上計一〇図)によつて表現されるものであることが明らかである。そして、右各図のうち拡大図は、元来、立体を表す一組の図面すなわち正面図、そして、右各図のうち拡大図は、元来、立体を表す一組の図面すなわち正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図ー昭和六〇年通商産業省令第七四号による改正前(以下、同じ)の意匠法施行規則二条、様式第5の備考8ーだけでは意よる改正前(以下、同じ)の意匠法施行規則二条、様式第5の備考12)、それが参考図である場合にはその図面の上部にその目の表示がなされねばならない

(同備考18)ところ、添付図面に記載された前記A-A部分ないしD-D部分の各拡大図については参考図である旨の表示がなされていないから、それらが単なる参考図でないことは明らかであり、これを無視ないし軽視することは許されない。 (二) しかるところ、右各拡大図によりその相互関係をみてみると、別紙(六)に示すとおり、A-A部分拡大図、C-C部分拡大図を正しいものとするとB-B部分拡大図、D-D部分拡大図とは異なるものとなり、B-B部分拡大図、D-D

部分拡大図を正しいものとするとA-A部分拡大図、C-C部分拡大図とは異なるものとなり、相互間に矛盾が生じることが明らかである。

(三) さらに、本件意匠公報の正面図、背面図、平面図相互間にも、別紙(七)

に拡大して示すように、各図面によつて対応する模様の位置及び数が異なるという 矛盾がある。

- (四) 以上のとおり、本件願書に添付された図面相互間に矛盾があり、本件意匠 の範囲を確定することは不可能である。
- 2 また、右確定不能の点はしばらく措くとしても、本件意匠は、原告主張のごと きあや巻状の螺旋模様を表しているものとはいえない。すなわち、
- (一) 本件意匠に係る物品は、左右側面図において円形を示すテーパー状の「釣りざお」であつて、かかる物品にあや巻状を画くにはS字形の曲線を用いなければならないところ、本件意匠公報の正面図、背面図、平面図、底面図に示されている模様はいずれも直線で表されているから、本件意匠の模様は、到底、あや巻状の螺旋模様であるとはいえない。
- (二) また、本件意匠公報に示された前記A-A部分ないしD-D部分の各拡大図をみると、そこには曲線で表された模様があり、これらは「あや状」を表現しようとしているものと推測されるが、右拡大図相互間には前記のとおりの矛盾、不一致があつて、右模様は螺旋状に連続していないから、これによつても本件意匠の模様をあや巻状の螺旋模様であるということはできない。
- (三) なお、本件願書の添付図面(甲第四号証の二)の「意匠の説明」欄には「綾状に繊維を織り込んだ釣竿」という記載があるが、それ自体、本件意匠があや巻状の螺旋模様のものであることを示すに十分なものではないのみならず、本件願書にはこのような記載はないから、添付図面の「意匠の説明」欄の右記載は、法律上無意味なものである。
- (四) 以上の次第で、本件意匠は、原告が主張するように「あや巻状の螺旋模様」を有するとは到底いえない。
- 3 仮に、本件意匠の範囲が確定できるものであり、それがあや巻状の螺旋模様を 有するものであるとしても、被告意匠は、本件意匠の類似範囲に入るものではな い。すなわち、
- (一) 概括的な態様において、あや巻状の螺旋模様といえる模様を有する釣竿はいくらでもあり、本件意匠以外に例えば登録第六四七〇一六号、同第六四七〇一七号、同第六四五九八一号、同第六六九三〇七号、同第六六八八二六号、同第六六八八三二号の各意匠(乙第一号証、第四号証、第七号証の一、二、第八、第九号証、第一〇号証の一、二)が、それぞれ独立の意匠として意匠登録されている。もし、原告が主張するように、単に概括的態様においてあや巻状の螺旋模様といえるもの全てが本件意匠の権利範囲に属するとすれば、右各意匠はそれぞれ独立の意匠として登録されなかつたはずである。
- (二) そして、本件意匠と被告意匠の具体的な態様を比較対比してみると、被告 意匠が本件意匠と異なることは明らかである。
- (1) 本件意匠が太径で短い、テーパーのきつい牛蒡状の特殊な形状をした釣竿であるのに対して、被告意匠は、径に対して長い、テーパーのゆるい通常の釣竿であり、両者の形状は大きく異なる。
- (2) そして、別添の本件意匠公報に表されている本件意匠の模様の具体的な態様と別紙(一)(1)、(2)に示されている被告意匠の模様の具体的な態様を対比してみると、直線で線模様を表している本件意匠と、連続した曲線で線模様を表している被告意匠とが全く異なるものであることは、るる説明するまでもなく、一目瞭然である。
- (三) 現に、被告意匠は、昭和六二年七月三〇日、登録第七一八一三三号をもつて意匠に係る物品を運動用具用管として登録になつており、特許庁においても本件 意匠とは類似しないと判断されている。
- 四 被告の主張に対する原告の反論 1 被告の主張1について

本件意匠は、本件願書の添付図面に記載された正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図(六面図)によつて特定される意匠である。

(一) 被告は、添付図面のA - A部分拡大図、B - B部分拡大図、C - C部分拡大図、D - D部分拡大図相互間に矛盾があると主張する。しかし、意匠法六条一項は願書に図面を添付しなければならないと規定し、その記載方法の細則は同法施行規則二条に規定する様式第5に委ねており、右様式第5は、「立体を表す図面は、正投象図により各図面同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもつて一組とし、一組の図面は1枚の用紙に記載しなければならない。」(備考8)、「8又は9の図面だけでは、その意匠を十分表現すること

ができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他の必要 な図面を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を 示した図面その他の参考図を加える。」(備考12)と規定し、一方において、 「部分拡大図を描くときは、その拡大個所を当該部分拡大図のもとの図に鎖線で示 (備考14) と規定している。したがつて、意匠の特定は、原則として前記 のように正投象図により作成された正面図等の一組の六面図によつてなされるべき であり、その拡大図等は、元来、意匠の理解を助けるための補充的な図面である。 したがつて、拡大図等の図面が正確でないと認められる場合には、それに拘泥する ことなく基本図面である右一組の六面図によつて意匠を確定すれば足りる。部分拡 大図等の補充的な図面に不一致がある場合でも、右六面図により特定できる限り、 意匠の範囲は確定できるというべきである。

しかるところ、本件意匠は、正面図等の六面図によつて明確に特定されている。 被告は、本件願書の添付図面の六面図においても、正面図、背面図、平面 図の相互に矛盾があり、ことに図面を拡大して見ると、各図面によつて対応する模 様の位置及び数が異なると主張する。

しかし、本件意匠は、本件願書の添付図面やこれを掲載した本件意匠公報の六面 図によつて十分特定されており、釣竿の周面にあや巻模様を施した点に特徴を有す るものであることを容易に理解できる。被告は、本件意匠公報の図面を長さにして 約八倍にも拡張し、そのわずかな不一致を指摘するものであるが、意匠図面を正し く理解しないものであつて適切でない。本件意匠公報の正面図、背面図、平面図 底面図は、昭和五四年一月二〇日付手続補正書の添付図面から明らかなように、釣 年の全長を約一九センチに縮小して表したものの図面である。これは、添付図面の用紙が最大B列4番の寸法に限られ(前記様式第5備考1)、しかも余白を用紙の左に少なくともニセンチとらなければならず(備考2)、前述のように一組の図面を一枚の用紙に記載しなければならないから(備考8)、意匠を実物大型は用紙を 超える大きさに記載することができないためである。さらに、図面は濃墨又は黒色 インキ等で描くものであるが(備考4)、通常の製図ペンは〇・二ミリ前後の太さ のものが使用される。本件意匠は、右の縮尺において、釣竿の周面に表したあや巻模様のピッチが約二ミリ程度のものであり、実際に人手によつて右の太さの線が描かれる際に極めてわずかの誤差を生じることは不可避である。

したがつて、本件意匠の範囲は、本件願書(手続補正書を含む)添付の図面によ つて常識的に判断して特定されるべきであり、被告のように無理に拡大してわずか な不一致を問題にすべきではない。

被告の主張2について

被告は、本件意匠の線模様は直線で表されているから到底あや巻状の螺旋 模様であるとはいえないというが、本件意匠においても線模様は曲線で表されている。ただ、添付図面の大きさ、記載の仕方につき前記のごとき制約があるために、製図上、本件意匠の線模様を正確に曲線で表すことがほとんど不可能であり、一 見、直線のように表されているにすぎない。

そして、被告も認めるとおり、本件願書に添付した図面の「意匠の説明」 欄には「綾状に繊維を織込んだ釣竿である。」との記載があり(なお、右記載は、 本件願書に添付された当初の図面に記載されているものであり、昭和五四年一月二 〇日付手続補正書によつて補正された図面には記載されていないが、右手続補正書 では平面図外七図を補正する旨明記しており、願書添付図面の「意匠の説明」を訂正する旨の何らの意思表示をしていないから、右「意匠の説明」の記載はそのまま 周の模様が「あや巻状」であることは明らかである。被告は右記載は願書になされ ていないから意匠の説明として効力がないと主張する。しかし、意匠登録出願に際 して、図面は願書に添付され願書と一体の出願書類を成し、出願された意匠の内容

を成しているものであるから、右記載も本件意匠の説明を成しているのである。 仮に、右記載が意匠法二四条にいう「願書の記載及び願書に添付した図面」の記 載に当たらないとしても、同条はそれ以外の記載を一切参酌してはならないと規定 しているものではない。したがつて、意匠の範囲を決定するに際し、右の願書の記 載及び図面に記載の意匠を基準としつつも、それらの記載のみによつては不明な事 項がある場合は、右以外の記載をも参酌して合理的に意匠の範囲を決定すべきであ る。そうすると、本件願書に「意匠の説明」の記載が脱漏しているとしても、本件 意匠は、願書添付の図面の意匠の説明欄を参酌することにより、あや巻状の螺旋模

様を表しているものと解されなければならない。

3 被告の主張3について

被告は、あや巻状の螺旋模様を有する釣竿はいくらでもあり、それらの意 それぞれ独立に意匠登録になつているのであるから、右の点に本件意匠の要 部を求めることは誤りであると主張する。

しかし、被告が引用する各意匠は、すべて本件意匠の出願後に出願されたもので あり、本件意匠に対しては先願意匠でも公知意匠でもないから、右各意匠によつて 本件意匠の類似範囲が何ら左右されるものではない。

なお、被告引用の右各意匠は、いずれも元竿又は元竿に収納した釣竿若しくは管 材の意匠であつて、複数セクションから成る継竿において、穂先のセクションを除 いて他のセクションにあや巻状の螺旋模様を形成する意匠ではなく、釣竿における 一部分のみの意匠として登録されたものであり、それぞれの螺旋模様が新規なもの として登録されたものではない。これらの意匠に表されている螺旋模様を、穂先を 除く釣竿全体に適用すれば、本件意匠に類似することになる。

被告は、本件意匠に係る「釣りざお」はテーパーのきつい形状であるのに $(\underline{-})$

対し、被告意匠の釣竿はゆるいテーパーを成している釣竿であると主張する。 しかし、「きつい」又は「ゆるい」といつても、両者がテーパーを有しているこ とに変わりはなく、単なる程度の差異にすぎない。そのうえ、従来より釣竿がテーパーを有することは極めて周知のことであり、そのテーパーの度合についても、ロ ツドの長短等により様々であることが需要者の間に周知のことになつている。

したがつて、右のテーパーの度合の差異は、意匠に本質的なものではなく、 により看者に別異の美感を生じさせるものではないから、被告意匠が本件意匠に類 似することを妨げない。

被告は、本件意匠の線模様が直線であるのに対し、被告意匠は曲線模様であると 主張する。

しかし、被告意匠の線模様が曲線に現れるのは、断面円形のロツドの周面に模様 が施されていることの当然の結果である。本件意匠がロツドの断面を円形とし、あ や巻状の模様を該ロツドの周面に沿つて螺旋状に巻回していることは既に主張した とおりである。したがつて、本件意匠においても、線模様は曲線に現れるのであ り、被告意匠と異ならない。

仮に、本件意匠の模様を直線模様とみるとしても、本件意匠と本件類似意匠に照らすと、釣竿の正面、背面、平面、底面のすべてにX模様を表しているものが本件意匠の類似範囲に含まれることは明らかなところ、被告意匠も右の各面のすべてに 同様のX模様を表しており、そのX模様の線がロツドの周側部に近づくに従つてわ ずかに曲線を呈するか否かの程度の相違は、意匠の細部の相違にすぎない。右相違 は、全体としてX模様が連続するという共通の美感を左右する程のものではなく、 被告意匠は、本件意匠に類似する。

被告主張の意匠登録出願は、意匠に係る物品を運動用具用管とするもので (Ξ) 釣竿にも適用されるとの説明があるとしても、この意匠の全体からみて継 あつて、 竿における単一セクションに用いられることは明白である。したがつて、前記 (一) で述べたのと同じく、右意匠が登録になつたからといつて、そのことは、何 ら被告意匠が本件意匠に類似するとすることの妨げにはならない。 第三 証拠(省略)

理 由

- 請求原因1の事実(原告が本件意匠及び本件類似意匠の意匠権を有すること) 当事者間に争いがない。
- そこで、請求原因2(本件意匠と本件類似意匠の構成)についてみるに、本件 意匠及び本件類似意匠が釣竿の意匠であることは当事者間に争いがないところ、被 告は、本件意匠の範囲を確定することは不可能であるから、本件意匠と被告意匠と の類否を判断することはできない旨主張するので、まずこの点から検討していくこ ととする。
- 成立に争いのない甲第四号証の一ないし三によれば、本件意匠の意匠登録出願 の願書に添付した図面は、当初、平面図、正面図、底面図、背面図、拡大平面図、 拡大正面図、拡大底面図及び拡大背面図から成つていたこと、ところが、昭和五四 年一月二〇日付手続補正書により右各図面が補正され、原告主張の別紙(二)記載 のとおりの内容の図面になつたことが認められる。
- そして、右別紙(二)を子細に観察すれば、被告が主張するように、A-A部

分拡大図(平面図の一部拡大図)、C-C部分拡大図(底面図の一部拡大図)に基づいて想定されるB-B部分拡大図(正面図の一部拡大図)、D-D部分の拡大図 (背面図の一部拡大図)が実際のB-B部分拡大図、D-D部分拡大図と一致せ ゛、その逆もまた同様であり、部分拡大図相互間に矛盾のあることが認められる (このことは、本件意匠公報記載の図面どおりに被告が試作した模型であることに 争いのない検乙第一号証の一、二によつても肯認できる。)。また、成立につき争 いのない甲第二号証と弁論の全趣旨に照らすと、本件意匠公報に掲載された正面 いのない甲第二号証と弁論の全趣百に思りりて、平性息匹公報に拘取でなるに正園図、背面図、平面図を拡大して子細に観察すれば、これらの図面相互間にも被告が指摘するような矛盾、不一致の存することが窺える(なお、背面図は、他の図面と対比すると一八〇度逆向きに誤つて記載されたものと認められる。)。 しかしながら、そのことから直ちに被告主張のごとく本件意匠の範囲を確定不 能とするのは相当でない。少なくとも、本件のような侵害訴訟の場において登録意 匠の内容ないしその類似範囲を検討する場合には、当該登録意匠の願書及び願書に 添付した図面の記載相互間に多少の矛盾ないし不一致がみられても、そのことから直ちに当該意匠の範囲を確定不能とするのではなく、願書及び添付図面の記載内容 並びに当該意匠に係る物品の性状を総合的に勘案し、当該意匠の創作者が意図した 意匠の具体的な構成がどのようなものであつたかを当業者の立場から合理的、客観 的に判断し、かかる観点から判断した場合に、右矛盾ないし不一致が、願書やその 添付図面作成上の誤記や不手際ないし作図上の制約から生ずるものであることが理 解され、具体的に構成された統一性ある意匠を想定しうる場合には、右のごとき観 点から合理的に想定される意匠をもつて当該登録意匠の内容をなすものと認めるの が相当である。蓋し、そのように解したとしても、当該意匠の創作者の意図を離れて不当に広い権利を認めることにはならないし、「登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな型若しくは見本 により現わされた意匠に基づいて定めなければならない。」とする意匠法二四条の 規定にも反せず、むしろ、当該意匠が現に登録されているという事実に即する反 当該意匠が登録されていることを前提として行動する第三者の地位や利益を不 当に脅かしたり害したりすることもないと考えられるからである。 4 そこで、右のごとき観点から本件意匠をみるに、意匠に係る物品が釣竿である ことについては当事者間に争いがなく、前掲甲第二号証、第四号証の一ないし三に よれば、右釣竿は、左右側面図において円形状で、手元側から穂先側に漸次先細状 となる第1ないし第4セクションから成る継竿であることが明らかなところ、本件 願書の添付図面やこれを掲載した本件意匠公報に記載されている各拡大図をみる そこには曲線で表された模様があり、これらをみれば、本件意匠は「あや状」 を表現しようとしていると推測できることは、被告も認めるところである。かかる 事実を参酌して、本件願書の添付図面や本件意匠公報に記載されている正面図、背 面図、平面図、底面図に表されている模様を総合的に考察すると、前記各拡大図相 互間の矛盾、不一致は、創作者が考えていた意匠に内在するものではなく、添付図 面作成の際の誤記から生じたものであることが理解され、本件意匠が釣竿の周面に あや巻状の螺旋模様を施したものであることは容易に看取できるというのが相当で ある。そして、被告が本件意匠公報を拡大した図面によつて指摘する正面図、背面 図、平面図相互間の不一致についても、意匠登録出願の願書に添付すべき図面の寸 法や記載方法は原告主張のとおりであつて、こうした作図上の制約から多少の誤差が生じることはやむを得ないと考えられることや、そこに示されている不一致の内容ないし態様に照らすと、それは、前記のごとくあや巻状の螺旋模様を表すことを 意図しつつも、作図の際の不手際ないしは制約から生じることになつたものである と認めるのが相当である。

5 このようにみてくると、本件意匠の願書に添付された図面には、多々、杜撰な点があるといわざるをえず、そうした観点からの批判は免れないであろうが、そのことの故に、本件意匠の範囲を確定できないというのは相当でなく、本件意匠の範囲が確定できないという被告の主張は採用できない。

6 そして、以上のことを前提として、別紙(二)記載の各図面を総合すれば、本件意匠は、原告が主張する請求原因2(一)の(イ)ないし(二)記載のように説明することができる構成のものであると認められる。また、本件類似意匠についても、これを表した図面であることにつき争いのない別紙(三)の図面によれば、本件類似意匠の構成は、同2(二)の(イ)ないし(二)記載のとおりであると認められる。

三 請求原因3(被告が被告製品を業として製造し、販売していること)について

は、当事者間に争いがない。

四 そして、請求原因 4 (被告意匠の構成)についてみるに、被告製品を表したものであることにつき争いのない別紙(一)の(1)及び(2)によれば、被告意匠の構成は、原告主張の請求原因 4 の(イ)ないし(二)記載のごとく説明しうるものであることが認められる。

五 そこで、請求原因5 (本件意匠と被告意匠の類否)について検討するが、被告製品が本件意匠に係る物品と同じ「釣りざお」であることについては争いがないので、以下、専らその意匠の類否について考える。

1 本件意匠の構成が原告主張の構成(イ)ないし(二)のごとく説明しうるものであることは前示のとおりである。

しかるところ、右構成のうち、構成(イ)(手元側から穂先側に漸次先細状となる第1ないし第4のセクションから成る継竿の形状)が周知のものであることは、原告の自認するところであり、一般通常人である我々の日常経験に照らしても十分に肯認できるところである。したがつて、この点は、本件意匠の要部となるものではないというのが相当である。しかし、その余の構成(ロ)ないし(二)(第4セクションー先端部分ー以外の部分にあや巻状の螺旋模様を付したこと)については、これと対比、比較すべき公知意匠は、本件証拠上何ら提出されておら主張をするに提出された証拠でみる限り、この点を新規な構成であるとする原告の主張を持定すべき理由は認められない。そして、本件類似意匠を参酌すれば、螺旋模様を複合的に構成したものも本件意匠の類似範囲に含まれるとする原告の主張も肯認できるというべきである。

2 一方、被告意匠が原告主張の構成(イ)ないし(二)のごとく説明しうるものであることも前示のとおりである。

3 そこで、以下、以上のことを前提として、本件意匠と被告意匠を対比、検討す る。

(一) 物品(釣竿)の形状を示す本件意匠の構成(イ)と被告意匠の構成(イ)を対比すると、いずれも手元側から穂先側へ漸次先細状(テーパー状)となる形状であり、その意味では両者共通であるということができる。ただ、右テーパー状の程度、度合については、本件意匠の方が強く、被告意匠の方が弱いという差があるが、その差は、複数のセクションから成る継竿の普通に見られる形状の中での差異の域を出るものとは認められず、その差の故に、直ちに看者に異なつた美感を与える程のものであるとは認められない。

(二) 模様の概括的態様を示す本件意匠(ロ)の構成と被告意匠(ロ)の構成は、穂先部を除く各セクションの尾端から(ただし、被告意匠の第1セクションAについてのみ略中央から)先端近傍部に至り外周面にあや巻状の螺旋模様を有する点で共通である。

しかし、模様の具体的な態様を示す本件意匠(ハ)の構成と被告意匠 (三) (ハ) の構成は、顕著に異なつている。すなわち、本件意匠のあや巻状の螺旋模様 は、各セクションを成すロツドRの外周面に螺旋状に同ピツチで巻回した第1螺旋 部1と第2螺旋部2とが正面及び背面でX状に交差するものであり、あや巻状の螺 旋模様としてはシンプルな印象を与えるものである。また、本件類似意匠は、あや 巻状の螺旋模様が互いに一八〇度位相をずらして配置される第1あや巻模様と第2 あや巻模様の二つのあや巻模様から成るものであり(各あや巻模様のバターンは本 件意匠のそれと同じ。)、その結果、各螺旋部が×状に交差する箇所が本件意匠に 比して多くなり、正面及び背面のみならず、平面及び底面にも現われ、そのためあ や巻状の螺旋模様がより密に施されている外観を呈するけれども、各螺旋部の交差 がX状であることには変わりがなく、あや巻状の螺旋模様の基本パターンは同一で ある。これに対し、被告意匠のあや巻状の螺旋模様は、本件類似意匠と同様第1及 び第2の二つのあや巻模様から成るが、各あや巻模様のパターンは、本件意匠及び 本件類似意匠とは異なり、各螺旋部が平行に間隔を置いた二条の線から構成されて いるため、各セクションのロッド外周面に現れる螺旋部の交差の模様が単なるX状ではなく、いわばダブルX状ないしは井桁を斜めにしたような模様になる。その結果、同じくあや巻状の螺旋模様といつても、被告意匠のそれは、本件意匠や本件類 似意匠のそれに比べてはるかに複雑かつ重厚な印象を与えるものとなつている。被 告意匠は、本件意匠と右のとおり顕著に相違する態様のあや巻状の螺旋模様が穂先 部のセクションを除く継竿のほぼ全体に施されていることにより、全体として本件 意匠とは異なつた美感を生じ、看者に別異の印象を与えるものとなつていると認め られる。

なお、いずれも成立に争いのない乙第一、第二号証、第三号証の一、二、第四、第五号証、第六、第七号証の各一、二、第八、第九号証、第一〇号証の一、二によ れば、本件意匠より後願ではあるが、意匠に係る物品を釣竿又は釣竿の元竿等とし て、外周面にあや巻状の螺旋模様を形成した釣竿ないしはその元竿の意匠が各種意 匠登録になつていることが認められ、右事実によれば、特許庁においても、釣竿の 外周面にあや巻状の螺旋模様を有するというだけでは意匠が類似するとは判断して おらず、螺旋模様の具体的態様によつて新規性の有無を判断していることが窺われる。釣竿の意匠において、釣竿の穂先部を除くほぼ全長にわたつて施されるあや巻状の螺旋模様が、その具体的態様のいかんによつて看者に異なつた美感を与えることは、見易いところであるというべきである。

先端部分にあや巻状の螺旋模様のないことを示す本件意匠(二)の構成と (四) 被告意匠(二)の構成は、共通である。

以上、本件意匠と被告意匠の共通点及び相違点を彼比総合判断するに、右 (五) にみた模様の具体的な態様が異なつていることから生ずる美感の相違を無視することはできず、この相違点に照らすと、被告意匠は、本件意匠に類似するとは認めら れない。

六 以上のとおりとすると、原告の請求は、その余の判断をするまでもなく、いず れも理由がないというべきであるからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担に つき民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

上野茂 小松一雄 青木亮)

- <12754-001>
- <12754-002>
- 12754 003
- 12754 004
- <12754-005>
- 12754-006>
- <12754-007><12754-008>
- 12754-009> 12754-010>
- 12754 011
- 12754-012>
- 12754-013>
- <12754-014>